制度の活用と社会資源

平成27年9月　ハートクリニックデイケア家族教室

精神保健福祉士　伊藤大介

社会資源とは・・・

- 生活のしづらさを抱えている方に対し、　それらを解決するために活用する各種の　制度・施設・機関・設備・資金・物質・　法律・情報・個人・集団の有する知識や　技術などの総称

⇒精神保健福祉の分野で使われる用語

社会資源の種類①

- 制度

⇒自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳、障害年金、生活保護など

- 社会復帰施設

⇒就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型、B型）、グループホーム、就労支援センター、地域活動支援センター、生活支援センターなど

- 公的機関

⇒市区役所、保健所（保健福祉センター）、精神保健福祉センター、児童相談所など

社会資源の種類②

- 医療機関

⇒精神科診療所、精神科病院、精神科デイケアなど

- 人的資源

⇒家族会、自助グループ、各機関の専門職スタッフなど

- その他

⇒本人の生活のしづらさが軽減されるもの全て

本題に入る前に・・・

- 前回やこれまでの家族教室のなかで“社会復帰”というテーマのお話しがありました

＊障害は一般論では語れない(個別性がある)

＊社会に属していて、自分とは価値観の違う人やルールと暮らしていく

＊地域生活の中で、順序や自分にあったやり方なのかが大切

＊イ(医、居、癒し、生きがい)・ショク(職)・ジュウ(住、従《支援者》)

- 社会資源利用の際、いろいろと想像してみることも良いかもしれません

制度について

自立支援医療制度

- どんな制度なの!?

⇒診察代、お薬代、精神科デイケア利用時などにかかる窓口負担が3割から1割負担に軽減(1ヶ月毎に上限額が設定される)

- 誰でももらえるの!?

⇒精神科、心療内科に外来通院をしている方

- ずっと使えるの!?

⇒1年ごとの更新が必要　※診断書は2年に1度提出

自立支援医療制度を申請する

- 診断書(ハートクリニックでは3,000円)
- 診断書、申請者の保険証、印鑑、病院・薬局の名称及び住所
- 申請後、１ヶ月～１ヵ月半程したら受給者証が郵送で届く

精神障害者保健福祉手帳

- どんな制度なの!?

⇒精神障害者の社会復帰と自立、社会参加を図ることを目的

⇒本人の状態によって、１級－２級－３級と３つの等級があります

- 受けることができるサービス

精神障害者保健福祉手帳を申請する

- 精神科(心療内科)へ６ヶ月以上通院
- 診断書(ハートクリニックでは3,000円)
- 診断書、写真(縦4cm横3cm)、印鑑を持って、住所地の

  市区役所へ申請

  ※申請後、判定の結果が封書で送られてきます
- ずっと使えるの!?

⇒2年毎に更新 ⚠️

自立支援医療制度と精神障害者保健福祉手帳

- 異なる制度ですが、同時に申請、

  同時に更新をすることができます

障害年金

- どんな制度なの!?

⇒精神疾患を有しており、日常生活に支障をきたしている方に対し支払われる年金

- 誰でももらえるの!?

⇒精神科、心療内科に1年6ヶ月以上外来通院をされている方

- ずっと使えるの!?

⇒１～５年以内の更新が必要

障害年金のポイント

- １.初診日・・・初めて医師の診察を受けた日

  (年金保険料を納付していること)

- ２.認定日・・・初診日より1年6ヶ月経過した日

  (症状が固定したという考え)

- ３．現在 ・・・医療機関を受診していること

【20歳前が初診日】

⇒年金保険料を支払う義務はないため申請可能

障害年金の性質

- 障害年金は非課税
- 障害年金を受給するようになると年金保険料の納付義務が法律で免除される
- 障害年金を受給した際、年金証書という大切な用紙が発行
- 障害者手帳の申請、更新時に年金証書で手続きができる

生活保護

- 国民の最低限度の生活を保障する制度
- 申請主義(本人による)
- 他法優先
- 財産価値のあるモノはお金にかえる必要も出てくる

日中活動の場

精神科デイケア

- どんなところなの!?

＊生活リズムを整える

＊日中の居場所

＊他者との交流やプログラム活動

＊再発防止や今後の生活の見通しを立てる　　等・・・

- 誰でも行くことができるの!?

⇒精神科、心療内科に外来通院をしている方で、主治医の先生とデイケアの利用の合意、また通所先の精神科デイケアと利用の合意がある方

その他のサービス

- **介護給付**

①居宅介護・・・入浴、調理、洗濯などの生活全般における介助

②重度訪問介護・・・常時介護を必要とする方に対して、実際の介護から
相談まで総合的に行う

③行動援護・・・生活において、行動する際に起こる危険を回避するために行う
援護・介護

④短期入所・・・自宅で本人を介助する方が病気の場合などに、短期的な入所先を提供

- **訓練等給付**

①就労訓練・・・就労移行支援事業所、就労継続支援A型またはB型の利用判定

②地域定着支援・・・病院に入院または施設へ入所している方に対し、
地域生活を維持していくための支援

ホームヘルプサービス
訪問看護など

就労移行支援事業所

- 働くために必要な知識や能力を身につける職業訓練や実習、
  また就職後には職場定着支援を行う
- 誰でも利用できるの!?

⇒原則18歳以上から65歳未満の障害や難病のある方で一般就労等を
希望する方

- ずっと利用できるの!?

⇒原則2年

- 費用はかかるの!?

⇒表を参照

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円(注2)未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

就労継続支援A型

- 一般企業への就労が困難な障害者に就労機会を提供することを目的
- 生産活動を通じて知識と技能が向上するよう適切な訓練を実施

- 誰でも利用できるの!?

⇒雇用契約に基づく就労が可能な方(雇用契約有り)

- どうやって利用すればよいの!?

⇒市区役所の障害担当窓口もしくは相談支援事業所にて相談
(サービス等利用計画)

就労継続支援B型

- 一般企業への就労が困難な障害者に就労機会を提供することを目的
- 生産活動を通じて知識と技能が向上するよう適切な訓練を実施

A型と同様

- 誰でも利用できるの!?

⇒雇用契約に基づく就労が困難な方(雇用契約無し)

- どうやって利用すればよいの!?

⇒市区役所の障害担当窓口もしくは相談支援事業所にて相談
(サービス等利用計画)

サービス利用等計画
(計画相談支援)

- サービス利用希望者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援　方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの　組合せ等について検討した総合的な支援計画のこと

事例①
人間関係に悩むDさん

- Dさん25歳・男性・両親と3人で実家暮らし

専門学校卒業後、いくつかの仕事に就くも“人と接することが苦手”で退職を繰り返し、次第に外に出る機会が減り精神科受診。診察日以外は自宅から出ない生活が4年経過。昼は寝て過ごし、夜になると活動をする生活を送っていました。

最近、親に支払ってもらっている医療費が負担に感じ、アルバイトをしましたが、人間関係が上手くいかず仕事を続ける自信がなくなってきました。

精神科デイケア

自立支援医療　**障害年金**

事例②
就労を目指したいＩさん

- Ｉさん28歳・男性・両親と姉と4人で実家暮らし

精神科デイケアに通所して2年半。人間関係につまづくことも減り、生活リズムも安定し、体力もついてきたＩさんは、そろそろ次のステップを目指そうと思うようになってきました。

しかし、この後どのように動いたら、何をしたら良いのかわからないようです。

デイケアスタッフ

計画相談

- **就労継続支援A型**
- **就労継続支援B型**
- **就労移行支援事業**

障がい者枠就労

- **障害者手帳**

社会資源を利用する時に・・・

- 社会資源の利用を考えている際、

  “その社会資源がどのような制度(性質)なのか”を

  知ってからでも良いのかもしれません

おまけ

- 何よりも・・・

生活者自身が「ごく当たり前の生活」を中心におき、その生活者が安心できる場所や仲間とつながり、社会の一員として存在していることを実感できる場や機会を広げていくこと。

本日ご紹介させていただいた社会資源などを活用することも

「ごく当たり前の生活」へ向けた方法のひとつ

ご清聴ありがとうございました

- 次回の家族教室は

日時：平成27年10月4日(日)

＊16時～　ご家族同士のお話し合い

＊17時～　セミナー「うつ病と家族」